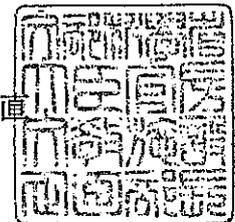


25文科施第393号  
平成25年11月25日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省施設等機関の長  
各文部科学省特別の機関の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
関 靖



(印影印刷)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律等  
の施行に伴う既存文教施設の耐震化の一層の推進について（通知）

既存文教施設の耐震化については、「既存文教施設の耐震性向上の推進について（通知）」（平成18年1月26日付け17文科施第377号）等により、取組の推進をお願いしているところです。

このたび、既存建築物の耐震化を緊急に促進することを趣旨とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）が関連政令等とともに平成25年11月25日に施行され、別添1から別添4のとおり、国土交通省から各都道府県知事に対し、改正法等の運用についての技術的助言が通知されました。

今回の改正法等の施行により、避難弱者が利用する学校等の建築物や不特定多数の者が利用する文教施設（体育館、劇場、博物館等）等の建築物で、耐震不明建築物<sup>\*1</sup>に該当する大規模なもの<sup>\*2</sup>又は、都道府県耐震改修促進計画に定められた建築物等<sup>\*3</sup>について、耐震診断の実施及び診断結果の報告・公表が義務付けられるほか、義務付け対象建築物以外の既存耐震不適格建築物についても、耐震診断及び耐震改修の実施に努めなければならないこととなります。（別紙1）

については、改正法の施行に際し、遺漏なきよう取り計らうとともに、改正法等の趣旨を踏まえ、早期に耐震診断を行い、耐震性のない建築物については、耐震改修を行うよう御配慮願います。特に、公立及び国立学校施設については、従前より要請している

取	う御配慮願います。特に、公立及び国立学校施設については、従前より要請している
平	25.3.10
私	第 号
大阪府	

おり、平成27年度までの耐震化完了に向けて取組を進められるよう、また、私立学校施設についても、公立及び国立学校施設の状況を勘案しつつ、できる限り早期の耐震化完了を目指し取組を進められるようお願いいたします。その際、文部科学省の耐震化に関する財政支援制度や国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業等（別紙2）の財政支援制度の積極的な活用をお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して周知を図られるようお願いいたします。

- ※1 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物。同年6月1日以後に増築、改築、大規模修繕等に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。
- ※2 改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条第1項第2号で定める規模。別添1の技術的助言第2の1'2に記載。
- ※3 都道府県が策定する耐震改修促進計画において、大規模地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要とされた建築物及び当該耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物。（また、市町村が策定する耐震改修促進計画に道路が記載された場合にも適用される。）

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室 防災推進係

電話：03-5253-4111（内線2235）

## 文教施設が関係する主な改正点について

### 1. 耐震診断の義務及び結果の公表等（法第7条、法第9条及び法附則3条関係）

(1) 都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号の公益上必要な建築物として記載された耐震不明建築物又は都道府県若しくは市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者は耐震診断<sup>※1</sup>を行い、その結果を都道府県若しくは市町村耐震改修促進計画に記載された期日までに所管行政庁に報告し、所管行政庁が当該耐震診断の結果を公表しなければならないこととされたこと。【別添1 第2の4(1)、(5)】

(2) 体育館、劇場、博物館等の不特定かつ多数の者が利用する建築物又は小学校等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物（耐震不明建築物に限る。）で、令附則第2条で定める階数及び床面積の合計以上のものである建築物の所有者は耐震診断<sup>※1</sup>を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告し、所管行政庁が当該耐震診断の結果を公表しなければならないこととされたこと。

【別添1 第2の10(1)】

※1 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号）により耐震診断の方法とみなされている耐震化優先度調査については、建築物の耐震改修の促進に関する法律では耐震診断とは認められていないため公立学校施設を所管する都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては御留意いただきたい。

### 2. 耐震診断及び耐震改修の努力義務（法第11条、法第16条及び法附則3条関係）

(1) 上記1.(1)(2)の耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないこととされたこと。【別添1 第2の4(7)、10(6)】

(2) 上記1.(1)(2)以外の既存耐震不適格建築物<sup>※2</sup>の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないこととされたこと。【別添1 第2の6】

※2 これまでも、学校、体育館、劇場、博物館等の特定建築物の所有者は、既存耐震不適格建築物で、一定規模以上となる場合は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震診断を行うよう努めなければならないとされていたところ、今回の改正により、建築物の用途・規模にかかわらず、既存不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。

### 3. 要緊急安全確認大規模建築物の要件（令附則第2条関係）

上記1.(2)の既存耐震不適格建築物で令附則第2条に定める要件は、建築物の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることとされた。【別添1 第2の12(2)】

イ	病院、ホテル、旅館等	階数3以上及び床面積の合計5,000㎡以上
ロ	体育館	階数1以上及び床面積の合計5,000㎡以上
ハ	老人ホーム等	階数2以上及び床面積の合計5,000㎡以上
ニ	幼稚園又は保育所	階数2以上及び床面積の合計1,500㎡以上
ホ	小学校等	階数2以上及び床面積の合計3,000㎡以上
ヘ	火薬類、石油類等の危険物を一定量以上貯蔵する貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上及び床面積の合計5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。)

○建築物の耐震改修の促進に関する法律及び国土交通省の財政支援制度等については、以下の国土交通省ホームページ参照。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000043.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html)

## 改正耐震改修促進法施行令における耐震診断等義務付け対象建築物 (概要)

※下表はあくまで主たる要件を列挙したものである。

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (令第6条)	所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (令第8条)	耐震診断義務付けとなる大規模な既存耐震不適格建築物の要件 (令附則第2条)		
<b>法附則第3条、令附則第2条関係 (要緊急安全確認大規模建築物)</b>						
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上		
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上				
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館						
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ 500㎡以上
<b>法第5条関係、令第2条関係 (要安全確認計画記載建築物)</b>						
公益上必要な建築物 (防災拠点である建築物など)				都道府県耐震改修促進計画で指定		
<b>法第5条関係、令第4条関係 (要安全確認計画記載建築物)</b>						
通行障害建築物 (避難路沿道建築物)		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (6m超)	同左	都道府県又は市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (6m超)		

※特定既存耐震不適格建築物：法第14条に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、令第6条で定めるものであって政令で定める規模以上のもの。

## 国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業等の概要

文教施設の耐震診断・耐震改修への財政支援制度については、文部科学省の各種財政支援制度のほか、以下に示す国土交通省の財政支援制度も活用できます。

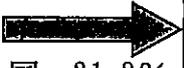
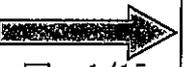
特に、今般の耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断が義務付けられた建築物を所有する民間事業者に対しては、平成27年度末までの時限措置として支援の拡充がされています。

### 耐震診断

建築物の種類	財政支援制度 <sup>※3</sup>		
	従前の交付率 <sup>※4</sup>		拡充後の交付率
<b>■要緊急安全確認大規模建築物<sup>※1</sup></b> <b>■要安全確認計画記載建築物<sup>※2</sup></b>	○民間建築物 国 : 1/3 地方 : 1/3	 国 : 1/6 を上乗せ <sup>※5</sup>	○民間建築物 国 : 1/2 地方 : 1/3 (緊急輸送道路沿道は地方 : 1/2で事業者負担ゼロ) <sup>※6</sup>
	○地方公共団体実施 国 : 1/3 (緊急輸送道路沿道は1/2)	—	○地方公共団体実施 国 : 1/3 (緊急輸送道路沿道は1/2)

- ※1 不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- ※2 都道府県・市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、都道府県が指定する避難所等の防災拠点建築物など
- ※3 地方公共団体の補助率が1/3の場合の一例
- ※4 「住宅・建築物安全ストック形成事業」の交付率
- ※5 「耐震対策緊急促進事業」として国単独の補助を実施（平成28年3月31日までの時限的措置）
- ※6 緊急輸送道路沿道建築物は、法第10条の規定により、告示に規定する限度額の範囲内で国の補助を引いたすべての額を地方が負担する義務を負う。

### 耐震改修

建築物の種類	財政支援制度 <sup>※7</sup>		
	従前の交付率		拡充後の交付率
<b>■要緊急安全確認大規模建築物</b>	○民間建築物 国 : 11.5% 地方 : 11.5%	 国 : 21.8% を上乗せ	○民間建築物 国 : 1/3 地方 : 11.5%
	○地方公共団体実施 国 : 11.5%	—	○地方公共団体実施 国 : 11.5%
<b>■要安全確認計画記載建築物</b>	○民間建築物 国 : 1/3 地方 : 1/3	 国 : 1/15 を上乗せ	○民間建築物 国 : 2/5 地方 : 1/3
	○地方公共団体実施 国 : 1/3	—	○地方公共団体実施 国 : 1/3

- ※7 地方公共団体の補助率が11.5%又は1/3の場合の一例。



平成 25 年 11 月 25 日  
国住指第 2930 号  
国住街第 118 号  
国住マ第 60 号  
国住市第 107 号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について  
(技術的助言)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 20 号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 293 号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 25 年国土交通省令第 87 号)及び関連する告示は、いずれも平成 25 年 11 月 25 日から施行されることとなった。

今回の改正の運用について、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知するとともに、市町村耐震改修促進計画の策定の促進等について指導、助言等を行うこととされたい。

記

第 1 改正の趣旨

近年、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震や平成 23 年 3 月の東日本大震災など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災は、これまでの想定を巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。我が国においては、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このような背景から、想定される被害を未然に防止するためには、国家的課題として、

建築物の耐震化を強力に推進していくことが不可欠であり、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の実施及びその結果の報告の義務化、当該結果の公表、耐震改修の計画の認定における容積率、建ぺい率の緩和措置の創設、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設など、既存建築物の耐震化を緊急に促進するための改正を行ったものである。

## 第2 改正の概要

### 1 耐震改修の定義（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条関係）

法第2条第2項に規定する耐震改修の定義において、一部の除却を追加した。

### 2 都道府県耐震改修促進計画（法第5条関係）

(1) 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画において定める当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項に、新たに次に掲げる事項を記載することができるものとした。

イ 病院、官公署その他大規模地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあっては、当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

ロ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあっては、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2) 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に(1)イに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者の意見を聴かなければならないこととした。

### 3 市町村耐震改修促進計画（法第6条関係）

(1) 市町村は、市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めることとした。

イ 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

ロ 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

ハ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

ニ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を

図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

ホ その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(2) 市町村は、市町村耐震改修促進計画において定める(1)ロに掲げる事項に次に掲げる事項を記載することができるものとした。

イ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあつては、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

ロ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあつては、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

(3) 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。

4 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務及び結果の公表等（法第7条から法第12条まで関係）

(1) 要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、耐震診断を行い、その結果を、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととした。

イ 2(1)イにより都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物にあつては、当該都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

ロ その敷地が2(1)ロにより都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物にあつては、当該都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

ハ その敷地が3(2)イにより市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物にあつては、当該市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(2) 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が(1)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとした。

(3) 所管行政庁は、(2)の命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととした。

(4) 所管行政庁は、(2)により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく

公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとした。

(5) 所管行政庁は、(1)の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならないこととした。公表の方法については、(1)のイ、ロ又はハの区分に応じ、期限が同一である建築物ごとに取りまとめた上で公表することとした。

(6) 都道府県は、(1)ロに掲げる建築物の所有者から申請があったときは、耐震診断の実施に要する費用を支払うこととした。

また、市町村は、(1)ハに掲げる建築物の所有者から申請があったときは、耐震診断の実施に要する費用を支払うこととした。

(7) 要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修の努力義務が課され、所管行政庁は、必要があると認めるときは、当該所有者に対し必要な指導、助言、指示等を行うことができることとした。

#### 5 所管行政庁による指示対象の拡大（法第15条関係）

今回の改正により、その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物である特定既存耐震不適格建築物についても所管行政庁による指示の対象とすることとした。

#### 6 一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等（法第16条関係）

要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないこととした。

#### 7 建築物の耐震改修の計画の認定に係る特例（法第17条関係）

建築物の耐震改修の計画の認定の対象となる増築及び改築の範囲を拡大することとした。

また、所管行政庁が、増築により容積率関係規定又は建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認め、耐震改修の計画の認定をしたときは、当該認定に係る建築物については、容積率関係規定又は建ぺい率関係規定は適用しないものとする事とした。

#### 8 建築物の地震に対する安全性に係る認定（法第22条関係）

(1) 建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができるものとした。

(2) 所管行政庁は、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定を行うことができるものとした。

(3) 認定を受けた者は、認定を受けた建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨の表示を付することができるものとした。

(4) 何人も、(3)による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広

告等に、認定を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。

9 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法第25条関係）

- (1) 耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができるものとした。
- (2) 所管行政庁は、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、その旨を認定することができるものとした。
- (3) 認定を受けた区分所有建築物の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第17条第1項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議」とあるのは、「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は適用しないこととした。

10 要緊急安全確認大規模建築物の所有者の耐震診断の義務及び結果の公表等（法附則第3条関係）

- (1) 次に掲げる既存耐震不適格建築物である要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければならないこととした。
  - イ 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - ロ 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - ハ 火薬類、石油類等の危険物を一定量以上貯蔵する貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物である既存耐震不適格建築物
- (2) 所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者が(1)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとした。
- (3) 所管行政庁は、(2)の命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととした。
- (4) 所管行政庁は、(2)により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとした。
- (5) 所管行政庁は、(1)の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならないこととした。公表の方法については、用途ごとに取りまとめた上で公表することとした。
- (6) 要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物に

ついて耐震改修の努力義務が課され、所管行政庁は、必要があると認めるときは、当該所有者に対し必要な指導、助言、指示等を行うことができることとした。

1 1 耐震不明建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第3条関係）

今回の改正により、耐震診断が義務付けられることとなる4の要安全確認計画記載建築物、10の要緊急安全確認大規模建築物は、昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われたものであって、昭和56年6月1日以後に改修工事に着手し、検査済証の交付を受けた建築物（緩和規定が適用されている場合を除く。）以外のものを対象とすることとした。

1 2 要緊急安全確認大規模建築物の要件（令附則第2条関係）

(1) 要緊急安全確認大規模建築物の対象は、令第8条第1項各号に掲げる、所管行政庁の指示対象となる特定既存耐震不適格建築物と同じ用途であることとした。ただし、10(1)ハの建築物にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下であるものに限ることとした。

(2) 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることとした。

イ 病院、ホテル、旅館等 階数3及び床面積の合計5,000㎡

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000㎡

ハ 老人ホーム等 階数2及び床面積の合計5,000㎡

ニ 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500㎡

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000㎡

へ 火薬類、石油類等の危険物を一定量以上貯蔵する貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 階数1及び床面積の合計5,000㎡

1 3 耐震診断資格者の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年国土交通省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条関係）

4、8、9及び10における耐震診断は、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士であって、登録資格者講習を受けた者又は国土交通大臣が定める者に行わせるものとした。

### 第3 今後の運用方針等

法の施行に当たっては、改正後の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）によるほか、以下の点に留意して運用されたい。

- 1 耐震診断義務付け対象建築物以外の既存耐震不適格建築物に対する指導等について  
所管行政庁は、指示対象建築物に対する必要な指導・助言、指示等の実施をはじめ、

全ての既存耐震不適格建築物に対する必要な指導・助言の実施に努められたい。また、耐震診断義務付け対象建築物以外の既存耐震不適格建築物については、耐震診断の実施及びその結果の報告の義務付けの対象となっていないが、耐震診断及び耐震改修の努力義務があることをそれらの建築物の所有者に対して周知徹底を図られたい。

2 駐日外国公館に対する助言等について

法の対象としては、駐日外国公館の建築物が含まれ得ることから、所管行政庁は、当該駐日外国公館から耐震診断及び耐震改修に関する情報提供の依頼や相談があった場合には、必要な助言等を行われたい。

3 信託された建築物について

耐震診断の結果の報告が義務付けられた建築物が証券化等により信託された建築物である場合にあっては、耐震診断の実施のために受益者等からの指図が必要となることから、当該建築物の受益者や管理者等に対しても耐震診断を実施する必要性について、ホームページ等を活用し周知するなど必要な情報提供を図られたい。

4 床面積の合計の算定方法等について

令第6条第2項及び第3項、令第8条第2項及び第3項並びに令附則第2条各項における床面積の合計の算定等は、敷地単位ではなく、建築基準法において一の建築物として取り扱われているものごとに行うものとする。

5 通行障害建築物の建築物の高さの算定について

令第4条に規定する通行障害建築物の高さの算定については、建築基準法施行令第2条第6号と同様に、地盤面からの高さによるものとするが、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しないこととし、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部は、当該建築物の高さに算入しないこととする。

また、施行規則第3条に規定する地形、道路の構造その他の状況により令第4条各号に定める距離によることが不相当である場合としては、道路と敷地とに高低差がある場合や前面道路の一部が立体化している場合などが想定され、このような場合には、施行規則第4条の規定により、地域の実情に応じた合理的な高さを規則で定められたい。

6 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の算定について

避難路沿道建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用の限度額は、過去の地方公共団体における耐震診断の補助の実績をもとに、大部分の耐震診断の実施において限度額の範囲内で行うことができるよう定めているが、アスベスト飛散防止のための措置を行う必要がある場合など、限度額の算定式を超える費用を要した場合であっても、都道府県知事又は市町村長が特別の事情があると認めた耐震診断の実施に要する

費用の額を合算できることとしている。また、この算定式により算出される額はあくまで限度額であり、実際に耐震診断の実施に要する費用がこの額を下回る場合は、都道府県又は市町村は、実際に要する費用を負担すれば足りることとしている。

#### 7 耐震診断の結果の公表の内容について

法第9条の規定（法附則第3条において準用する場合を含む。）による耐震診断の結果の公表において公表すべき事項のうち、建築物の概要の内容は、具体的には、位置、用途、建築物の名称（建築物の名称がない場合を除く。）及び大規模な地震が発生した場合における利用方法（法第5条第3項第1号の規定に基づき都道府県が都道府県耐震改修促進計画に記載する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に限る。）とする。

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「指針」という。）第1ただし書の規定による国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法（以下「認定診断法」という。）により耐震診断を行う場合の耐震診断の結果に関する事項は、それぞれの認定診断法において定められた構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性（指針別表第1又は別表第6の下欄に定める構造耐力上主要な部分に対する安全性の評価（以下「安全性評価」という。）に準じて評価した結果）とする。ただし、構造耐震指標等を算定することとされていない認定診断法にあっては、安全性評価に準じて評価した結果を記載することとする。

一敷地に複数の建築物があり、その一部が耐震診断の義務付けの対象である場合には、対象となっている建築物を示す名称等を明記するなど適切な情報提供を行われたい。また、耐震診断の結果を報告した建築物について、耐震診断の結果の公表後に耐震改修、建替え等が実施された場合など、報告の内容の変更の申し出があった場合には、速やかに公表内容への付記又は更新がなされるよう配慮されたい。

建築物の所有者から報告された耐震診断の結果については、施行規則第22条（附則第3条において第22条を準用する場合を含む。）に基づき、所管行政庁は、報告を一覧できるよう取りまとめて、公表することとされている。これは、公平性の確保の観点から、耐震診断の結果を早く報告した者が先に公表されることにより、遅く報告した者よりも不利になることがないようにするためであり、所管行政庁により報告が取りまとめられるまでの間は、公表しないこととする趣旨である。

#### 8 耐震診断の実施に係る経過措置について

施行規則附則第2条では、改正後の施行規則の施行前に要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合には、施行規則第5条第1項（附則第3条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が同項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなすこととしているが、耐震診断の実施に係る契約の締結など耐震診断に着手したことをもって耐震診断を行わせたものとして取り扱われたい。

9 共同所有者がいる場合の報告について

法第8条第1項の規定による命令並びに法第13条第1項、法第15条第4項、法第24条第1項及び法第27条第4項の規定による報告徴収が、共同所有者がいる建築物になされた場合において、共同所有者のいずれかの者によって報告がなされた場合には、報告義務が履行されたものとして取り扱われたい。

10 報告徴収の期限の明示について

法第13条第1項、法第15条第4項、法第19条、法第24条第1項、法第27条第4項及び法第41条の規定による報告徴収に当たっては、報告を行うべき期限を明示した上で、報告を求められたい。

11 警察施設に対する報告徴収又は立入検査について

警察施設に対して報告徴収又は立入検査を行う際には、捜査活動、留置業務等の用に供しているという当該施設の特殊性から当該捜査活動、留置業務等に著しい支障が生じないよう十分配慮されたい。

12 耐震改修の計画の認定について

所管行政庁は、法第17条第3項第5号又は第6号の規定に基づき、容積率又は建ぺい率の緩和を伴う耐震改修の計画の認定を行う場合にあっては、当該計画に係る工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであるものに限られるよう適切に運用されたい。また、当該認定に係る建築物が違反建築物である場合には、建築基準法第9条の規定に基づく是正命令の的確な実施などにより、その是正がなされるよう取り組まれたい。

13 表示制度について

法第22条の規定に基づく認定の対象となる建築物と同等以上の耐震性能があることに関して、法の施行前に既に地方公共団体等により独自の表示制度が設けられ、当該制度が定着している場合には、当該制度に基づく表示は法第22条第4項の紛らわしい表示に該当しないと解して差し支えない。紛らわしい表示に該当しない独自の表示制度の例としては、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会及び耐震改修支援センター（一般財団法人日本建築防災協会）による耐震診断・耐震改修マーク表示制度（平成25年11月24日で発行終了）、東京都による東京都耐震マーク制度、横浜市による耐震改修済証交付制度等が挙げられる。

なお、独自の表示制度を設けている地方公共団体においては、将来的には法に基づく表示制度に移行していくことが望ましいが、当面は、建築物の利用者が混乱することのないよう、法に基づく表示制度と地方公共団体における表示制度の共通点、相違点等について十分な周知を図られたい。

また、本制度の活用は建築物の所有者の任意であるため、この表示がないことをもって耐震性能がないことを示すものではないことについて誤解が生じないよう制度の

周知に当たっては留意されたい。

#### 1.4 地域の技術者等との連携について

住宅及び建築物の耐震改修が円滑に進められるよう、地方公共団体においては、建築士関係団体や建築関連団体との連携のもと、十分な技術者及び事業者の育成及び確保に努めるとともに、建築物の所有者に対して耐震診断や耐震改修設計が可能な建築士の情報を提供するなど、耐震診断及び耐震改修における地域の技術者及び事業者の取組みを促進されたい。

#### 1.5 耐震改修と併せた総合的な建築物の改修の促進について

構造躯体の耐震改修と併せて天井などの非構造部材及び建築設備の脱落防止対策や省エネ改修、バリアフリー改修等の工事を実施することが効率的となる場合があることから、所有者に対して耐震改修の実施に当たり非構造部材、建築設備等も含めた総合的な改修の実施を指導されたい。

また、建築設備については地震発生時にも機能を継続するためより高度な耐震化を図ることも重要であり、このような場合には建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士の活用を促すことなどにより、適切に建築設備の耐震化が図られるよう努められたい。

#### 1.6 その他

建築物の耐震化を促進する上で、耐震診断、耐震改修等に要する所有者等の費用負担の軽減を図ることは重要な課題であることから、これらに対する助成制度の整備・充実を図るとともに、所有者等に対する融資制度、税の優遇措置等についても、関係各部署との連携のもと、周知徹底を図られたい。

特に、耐震診断義務付け対象建築物については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修等の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましく、国の補助・交付金を活用し、早期に助成制度の整備・充実を図られたい。具体的には、次に掲げる事項に取り組み、所有者等の負担軽減に実効ある助成制度となるよう図られたい。

イ 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断費及び耐震改修費への補助制度の創設・充実

ロ 災害時において避難所等の防災拠点となる病院、ホテル・旅館、福祉施設等の用途の建築物に対する助成率の高い耐震改修費の補助制度の創設

ハ 耐震診断の結果、建替えを選択する建築物に対する上記補助制度の適用

さらに、貴管内市町村においても助成制度の整備が行われるよう周知を図るとともに、特に中小事業者への財政的、技術的な支援に努められたい。

平成 26 年 2 月 10 日  
国住指第 3839 号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について  
(技術的助言)

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。)第 1 本文ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法(以下「認定診断法」という。)について、別添のとおり認定したので、通知する。この方法の運用に当たっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知の発出に伴い、平成 17 年 7 月 5 日付け国住指第 902 号「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について(技術的助言)」及び平成 25 年 11 月 25 日付け国住指第 2918 号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(技術的助言)」は、廃止するものとする。

記

- 1 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定)(別添の表の(1))について

「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定)は、鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第 1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

- 2 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)(別添の表の(2))について

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)は、木造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第 1 第一号に掲げる耐震診断の方法と同等以

上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法の診断表により求められる総合評点 1.0 以上であり、かつ、土台及び基礎が構造耐力上安全であることが確かめることにより判断されること。

3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（別添の表の(3)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」は、鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法(別添の表の(4)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」は、壁の多い中低層の鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象として、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認するための簡便な手法であり、壁の多い中低層の鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物以外の建築物に対しては、第1次診断法により適切に耐震性を判断することができないこと。

また、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、これらの基準に定める第2次診断法その他の耐震診断の方法によりさらに詳細な耐震診断を行うことが必要であること。

なお、今回の認定により、第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、認定診断法によって地震に対する安全性を評価したものは扱わないこととしている。

5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（別添の表の(5)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」は、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

6 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」（別添の表の

(6) について

一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」は、非木造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

7 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(別添の表の(7)) について

「屋内運動場等の耐震性能診断基準」は、鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分(冷間成形角形鋼管を使用したものを除く。)について、指針第1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

8 一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」(別添の表の(8)) について

一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」は、木質系工業化住宅の構造耐力上主要な部分について、指針第1 第一号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、「地盤・基礎の診断」と「上部構造の診断」から構成され、このうち、上部構造の診断は、「一般診断法」、「精算法」又は「建築基準法施行令に準じる方法」により判断されること。

9 一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」(別添の表の(9)) について

一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」は、工業化住宅性能認定を受けた鉄鋼系工業化住宅の構造耐力上主要な部分について、指針第1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階各方向の保有する耐力の必要耐力に対する比(充足率)が1.0以上であることにより判断されること。

10 一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」(別添の表の(10)) について

一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」は、大型コンクリートパネル造、リブ付中型コンクリート造及び臥梁付中型コンクリート造の工業化住宅の構造耐力上主要な部分について、指針第1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の保有水平耐力と必要保有水平耐力との比較等により判断されること。

11 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法(別添の表の(11)) について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建

建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」は、中低層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物及び整形な耐力壁がある壁式鉄筋コンクリート造の建築物を対象として、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認するための簡便な手法であり、中低層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物及び整形な耐力壁がある壁式鉄筋コンクリート造の建築物以外の建築物に対しては、当該診断法により適切に耐震性を判断することができないこと。

また、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、当該指針に定める第2次診断法その他の耐震診断の方法によりさらに詳細な耐震診断を行うことが必要であること。

なお、今回の認定により、第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、認定診断法によって地震に対する安全性を評価したものは扱わないこととしている。

12 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」（別添の表の(12)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」は、既存中低層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

13 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」（別添の表の(13)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物及び壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、規模・構造、立地・敷地、平面形状、立面形状、コンクリート強度及び経年劣化に関する要件を全て満たすことにより判断されること。

当該耐震診断の方法により要件を一つでも満たさないことが確認された場合は、地震に対する安全性の評価ができないため、11又は12に掲げる認定診断法によって地震に対する安全性を評価する必要があること。

14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法（別添の表の(14)）について

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法は、

建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第一号及び第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法である。

当該耐震診断の方法により当該規定に適合することを確認できない場合は、地震に対する安全性の評価ができないため、指針第1に定める建築物の耐震診断の方法又はその他の認定診断法によって地震に対する安全性を評価する必要があること。

(別添)

国住指第 3837 号

認定書

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、同表の対応する指針の規定の欄に掲げる指針の一部と同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成 25 年 11 月 25 日付け国住指第 2916 号による認定は廃止する。

平成 26 年 2 月 10 日

国土交通大臣 太田 昭宏

表

	耐震診断の方法	対応する指針の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定）	指針第 1 第二号
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）	指針第 1 第一号
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	指針第 1 第二号
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	指針第 1 第二号
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」	指針第 1 第二号
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	指針第 1 第二号
(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	指針第 1 第二号
(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第一号
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第二号

(10)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1 第二号
(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	指針第1 第二号
(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」	指針第1 第二号
(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	指針第1 第二号
(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	指針第1 第一号及び第二号



平成26年2月10日  
国住指第3842号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について  
(技術的助言)

平成25年国土交通省告示第1057号第1号の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習と同等以上の内容を有する講習について、別添のとおり認定したので、通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知の発出に伴い、平成25年11月25日付け国住指第2923号「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について(技術的助言)」は、廃止するものとする。

(別添)

国住指第 3841 号

認定書

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 1 号の規定に基づき、下の表の実施機関名の欄に掲げる機関が建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）より前に実施した同表の講習名の欄に掲げる講習を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する登録資格者講習のうち、同表の対応する登録資格者講習の欄に掲げる講習と同等以上の内容を有する講習であると認める。なお、本認定に伴い、平成 25 年 11 月 25 日付け国住指第 2922 号による認定は廃止する。

平成 26 年 2 月 10 日

国土交通大臣 太田 昭宏

表

	実施機関名	講習名	対応する登録資格者講習
(1)	財団法人日本建築防災協会 (平成 24 年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 16 年度から 25 年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(2)	財団法人日本建築防災協会 (平成 24 年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成 8 年度から 25 年度までに開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(3)	財団法人日本建築防災協会 (平成 24 年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(昭和 52 年度から 25 年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(4)	財団法人日本建築防災協会 (平成 24 年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(昭和 58 年度から 25 年度までに開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習

(5)	社団法人文教施設協会	既存鉄筋コンクリート造鉄骨造<体育館等>学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会(平成8年度から18年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(6)	社団法人文教施設協会	既存鉄筋コンクリート造鉄骨造<屋内運動場等>学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会(平成19年度から21年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(7)	社団法人文教施設協会(平成24年度から一般社団法人文教施設協会に改称)	既存鉄筋コンクリート造学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会(平成22年度から25年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(8)	社団法人青森県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(9)	社団法人岩手県建築士事務所協会、社団法人岩手県建築士会及び岩手県・岩手県耐震改修促進協議会	岩手県木造住宅耐震診断士養成講習会及びいわて木造住宅耐震改修事業者(設計事務所・施工業者)育成講習会(平成20年度から24年度までに開催)(二種の講習のいずれも受講した場合に限る。)	木造耐震診断資格者講習
(10)	秋田県及び社団法人秋田県建築士事務所協会	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)(平成8年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(11)	山形県、財団法人日本住宅・木材技術センター及び財団法人住宅産業研修財団	山形県木造住宅耐震診断講習会(平成9年度及び10年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(12)	山形県	鉄骨造建築物の耐震診断・改修講習会(平成9年度及び10年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(13)	山形県	鉄筋コンクリート造建築物耐震診断・改修講習会(平成9年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(14)	山形市木造住宅耐震診断士協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(15)	社団法人栃木県建築士事務所協会(平成 24 年度から一般社団法人栃木県建築士事務所協会に改称)	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 17 年度から 19 年度まで、21 年度及び 23 年度から 25 年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(16)	群馬県	木造住宅耐震診断技術者養成講習会(平成 21 年度及び 22 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(17)	群馬県	木造住宅耐震診断技術者養成講習会(一般診断法コース)(平成 23 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(18)	群馬県及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 24 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(19)	社団法人群馬県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 17 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(20)	社団法人群馬県建築士事務所協会	木造住宅耐震診断調査実務講習会(平成 21 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(21)	一般社団法人群馬県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 24 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(22)	社団法人埼玉建築士会、社団法人埼玉県建築士事務所協会、社団法人埼玉建築設計監理協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 24 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(23)	千葉県	千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造住宅)(平成 20 年度から 25 年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(24)	千葉市	千葉市木造住宅耐震診断講習会(平成 25 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(25)	財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター(平成 24 年度から公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに改称)	東京都木造住宅耐震診断技術者育成講習会及び修了考査(平成 18 年度から 25 年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(26)	社団法人神奈川県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 17 年度及び 18 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(27)	社団法人神奈川県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(28)	新潟県、社団法人新潟県建築士会、社団法人新潟県建築士事務所協会及び社団法人日本建築構造技術者協会JSCA新潟	新潟県学校施設耐震診断・補強設計技術者養成講習会(平成20年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(29)	新潟県、財団法人日本住宅・木材技術センター及び住宅産業研修財団	新潟県木造住宅耐震診断講習会(平成8年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(30)	新潟県、財団法人新潟県建築住宅センター、財団法人日本住宅・木材技術センター及び住宅産業研修財団	新潟県木造住宅耐震診断講習会(平成8年度及び9年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(31)	新潟県耐震改修促進協議会	新潟県木造住宅耐震診断講習会(平成20年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(32)	社団法人新潟県建築士会	耐震診断・改修(鉄骨造建築物)講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(33)	社団法人新潟県建築士会	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)講習会(平成7年度及び9年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(34)	社団法人新潟県建築士会北蒲原支部	木造住宅耐震診断士養成講習会(平成19年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(35)	新潟市及び社団法人新潟県建築設計事務所協会	新潟市木造住宅耐震診断講習会(平成19年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(36)	社団法人新潟県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成17年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(37)	富山県及び社団法人富山県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(38)	社団法人富山県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(39)	社団法人富山県建築士事務所協会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人福井県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成13年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習

(40)	社団法人富山県建築士事務所協会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人福井県建築士事務所協会	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成10年度に開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(41)	社団法人石川県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成19年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(42)	社団法人石川県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成23年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(43)	社団法人福井県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(44)	社団法人福井県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(45)	社団法人山梨県建築士事務所協会	山梨県木造住宅耐震診断・補強計画マニュアル講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(46)	静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会及び静岡県	静岡県耐震診断補強相談士講習会(平成22年度及び23年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(47)	静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会、一般財団法人日本建築防災協会及び静岡県	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会兼静岡県耐震診断補強相談士養成講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(48)	静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会及び静岡県	静岡県耐震診断補強相談士養成講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(49)	社団法人静岡県建築士事務所協会	既存鉄骨建築物の耐震診断、改修設計及び改修施工等講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(50)	社団法人静岡県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準・改修設計指針講習会(平成13年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(51)	社団法人静岡県建築士事務所協会	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成10年度に開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(52)	一般社団法人京都府建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(53)	<p>社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部及び一般財団法人大阪建築防災センター (平成 25 年度から公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び公益社団法人日本建築家協会近畿支部に改称)</p>	<p>既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度及び 25 年度に開催)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>
(54)	<p>社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部</p>	<p>既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成 8 年度から 12 年度までに開催)</p>	<p>鉄骨造耐震診断資格者講習</p>
(55)	<p>社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部及び財団法人大阪建築防災センター (平成 24 年度から一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び一般財団法人大阪建築防災センターに、平成 25 年度から公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会及び公益社団法人日本建築家協会近畿支部に改称)</p>	<p>既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成 13 年度から 25 年度までに開催)</p>	<p>鉄骨造耐震診断資格者講習</p>

(56)	社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)講習会(平成7年度から9年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(57)	社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成10年度から12年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(58)	社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部及び財団法人大阪建築防災センター  (平成24年度から一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び一般財団法人大阪建築防災センターに、平成25年度から公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会及び公益社団法人日本建築家協会近畿支部に改称)	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成13年度から25年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(59)	社団法人鳥取県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度及び25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(60)	島根県	木造住宅の耐震診断に関する講習会及び木造住宅の耐震診断に関する実務講習会(平成22年度及び23年度に開催)(二種の講習のいずれも受講した場合に限る。)	木造耐震診断資格者講習

(61)	島根県	木造住宅の耐震診断に関する指定講習会及び木造住宅の耐震診断に関する実務講習会(平成 24 年度に開催)(二種の講習のいずれも受講した場合に限る。)	木造耐震診断資格者講習
(62)	社団法人岡山県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 21 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(63)	社団法人岡山県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 24 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(64)	社団法人広島県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断・補強計画スキルアップセミナー(平成 23 年度に開催)(第 2 回及び第 3 回のいずれも受講した場合に限る。)	木造耐震診断資格者講習
(65)	熊本県、財団法人熊本県建築住宅センター、社団法人熊本県建築士事務所協会及び社団法人熊本県建築士会	熊本県既存建築物耐震診断・設計等実務者講習会(実践編)(平成 21 年度に開催)(1 日目、3 日目及び 4 日目のいずれも受講した場合に限る。)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(66)	熊本県、財団法人熊本県建築住宅センター、社団法人熊本県建築士事務所協会及び社団法人熊本県建築士会	熊本県既存建築物耐震診断・設計等実務者講習会(実践編)(平成 21 年度に開催)(1 日目及び 2 日目のいずれも受講した場合に限る。)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(67)	特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター	鉄筋コンクリート住宅建築物耐震技術者講習会(平成 24 年度及び 25 年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習



平成25年11月25日  
国住指第2927号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

平成25年国土交通省告示第1057号第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める者について  
(技術的助言)

平成25年国土交通省告示第1057号第3号の規定に基づき、同告示第1号及び第2号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者について、別添のとおり認定したので、通知する。

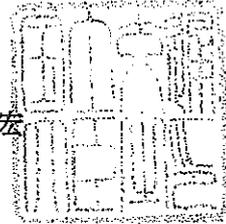
また、貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

認定書

国住指第 2926 号

平成 25 年 11 月 25 日

国土交通大臣 太田 昭宏



平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 3 号の規定に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修設計（以下「耐震診断等」という。）について技術的評価を行う第三者委員会（地方公共団体からの要請等を踏まえ、当該地方公共団体からの補助を受けて実施した耐震診断等又は公共建築物について実施した耐震診断等のための技術的評価を委員会の形式により実施する組織をいう。）の委員を 3 年間以上務めた者を、同告示第 1 号及び第 2 号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認める。